

提案する諸条例等の制定要旨

議案第47号 南あわじ市個人情報保護条例及び南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正され、情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されること及び同法を引用する箇所に号ずれが生じることにより、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年9月1日と定めています。

議案第48号 南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和4年4月1日をもって南あわじ市立倭文中学校を三原中学校に統合することに伴い、中学校の名称及び位置を定めた別表第2を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

議案第49号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正され、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明文化され、マイナンバーカードの発行に係る手数料は同機構が徴収することとされたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年9月1日と定めています。

議案第50号 南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和3年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、市民税について、セルフメディケーション税制の適用期限の延長及び個人市民税の非課税限度額の算定における国外居住親族の取扱いの変更に伴う措置です。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第51号 南あわじ市産業廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、産業廃棄物最終処分場の埋立可能量が少なくなっていることから、施設の残余年数を延長するため、搬入廃棄物の受入基準について、コンクリート・アスファルト殻の受入れを廃止し、土砂の受入量を制限する改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年10月1日と定めています。

議案第52号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱及び母子家庭等医療費給付事業実施要綱の改正により、訪問看護療養費を新たに助成対象とするもの、及びひとり親控除制度の新設に伴い寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定を削除するものその他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和3年7月1日と定めています。

議案第53号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、現行条例において上位法である国民健康保険法や国民健康保険法施行令等と二重規定になっているものについて見直し、整理するものです。

主な内容は、国民健康保険法等で規定がある被保険者証の交付、更新、資格取得等の場合における届出、療養給付時の被保険者証の提出等について条文を削除し、国民健康保険運営協議会の委員定数、出産育児一時金、葬祭費に関する相対的必要給付、任意給付である傷病手当金、保健事業、過料等、本来条例で規定しておくべき内容のみとするものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第54号 南あわじ市南淡路駐車場施設条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、当該施設を兵庫県道路公社より財産取得したことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。